

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第176回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つでございます。

議題1「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）（案）について、御説明申し上げます。

まず、1ページ目におきまして、本資料の趣旨についてお示しをしております。

本資料は、令和3年改正法の施行に向けて、国の行政機関等あるいは地方公共団体等、関係者における、法の施行に向けた着実な対応を促進するという目的のために、また、今後のガイドライン等の策定に向けた関係者との対話といった目的のため、公的部門全体を通じた規定の解釈等の概略を示すものでございます。

2ページ目以降で、個別の規律に関する考え方について、順次お示しをしております。

まず、3ページ目におきまして、「定義関係」について御説明申し上げます。

個人情報等の民間部門と公的部門の規律に共通して用いられる用語の定義につきましては、公的部門に適用される部分も含め、令和2年改正後の個人情報保護法の解釈運用を踏襲する形で統一することとしております。

この点、現状、「個人情報」あるいは「要配慮個人情報」などの用語につきましては、地方公共団体の条例において独自の定義が定められているケースがございます。個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという令和3年改正法の目的に鑑みまして、令和2年改正後の個人情報保護法で定める定義に統一することとしておりまして、条例で独自の定義を引き続き置くことは許容しないこととしております。

また、「行政機関」あるいは「保有個人情報」等の公的部門の規律のみに用いられる用語の定義につきましては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する用語の解釈運用を踏襲することとしてございます。

4ページ目から、「行政機関等における個人情報等の取扱い関係」について御説明申し上げます。

改正後の個人情報保護法第5章第2節に規定する行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、改正後の法第61条の個人情報の保有制限といったものをはじめとしまして、現行の行政機関個人情報保護法に相当する規定があるものに関しましては、当該規定の解釈運用を原則として踏襲する方向で今後ガイドライン等を整備することとしております。

また、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、法第63条の不適正

な利用の禁止をはじめとしまして、現行の行政機関個人情報保護法に相当する規定が存在しないものについては、令和2年改正法に関するガイドライン等との整合性も考慮しながら、今後、規則・ガイドライン等を整備していくこととしております。

また、行政機関等に適用される規律の中には、法第66条の安全管理措置をはじめとしまして、現行の行政機関個人情報保護法に相当する規定がありつつも、今回の法改正で規律の充実、強化が図られたものもございます。こういったものについては令和3年改正法の趣旨も踏まえながら、政令・規則・ガイドライン等を整備することとしております。

5 ページ目、「個人情報ファイル関係」について御説明申し上げます。

このページでは、適用対象となる機関の別に、適用される規律についてお示ししております。

まず、国の行政機関に関しましては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈を原則として踏襲する形で、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知並びに個人情報ファイル簿の作成及び公表についての規律が適用されます。

また、規律移行法人等を含めた独立行政法人等に関しましては、個人情報ファイル簿の作成及び公表についての規律が現行の独立行政法人等個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する形で適用するといったこととしております。

一方で、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に関しましては、個人情報ファイルの保有等に係る事前通知に関する規律の適用はございませんが、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規律について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を踏襲する形で適用することとしてございます。

なお、現状、地方公共団体の条例に基づき運用されている個人情報取扱事務登録簿に関する運用につきましては、令和3年改正法の施行後も、各地方公共団体が条例で定めることにより、同様の運用を継続することができることとしております。

6 ページ目、「開示、訂正及び利用停止関係」について御説明申し上げます。

国の行政機関及び規律移行法人を含めた独立行政法人等に関しましては、改正後の個人情報保護法においても、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を基本的に踏襲することとしてございます。

ただし、現行の行政機関個人情報保護法においては、本人又は法定代理人にしか開示等請求を行うことが認められておりませんでしたところ、今回、令和3年改正法により任意代理人による開示等請求も認められることとなつてございます。

また、地方公共団体の機関及び規律移行法人を含めた地方独立行政法人に関しましても、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律が原則として適用されることとなりますが、地方公共団体ごとに定められている情報公開条例との整合性を確保する必要性から、非開示情報や手続等について、法律の範囲内で独自規定を条例で定めることができることとしてございます。

以下、条例において定めることが許容される、又は許容されない規定の例を資料にもお

示しているところでございます。

7 ページ目、「行政機関等匿名加工情報関係」について御説明申し上げます。

国の行政機関及び独立行政法人等に関しては、改正後の個人情報保護法においても、現行の個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲することとしてございます。

また、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に関しましても、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律が適用されることとなりますが、改正後の附則第7条の規定により、当分の間は都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務づけることとなっております。

8 ページ目、「地方公共団体の機関・地方独立行政法人関係」について御説明を申し上げます。

地方公共団体からの質問・意見の多い事項につきましては、地方公共団体における施行準備作業に資するべく、ガイドライン等の成案を提示する前においても必要な情報提供を行っていくこととしたいと考えてございます。

資料におきましては、地方公共団体から問合せを受けた5つの事項について、考え方をそれぞれお示ししてございます。

1 点目でございます。「死者に関する情報の扱い」に関しまして、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑みまして、現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されないということを示してございます。

2 点目でございます。「地方議会の扱い」に関しまして、地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から改正法においては除外されてございます。このため、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とはなってございません。また、これについては国会や裁判所と同様にあくまでも自律的な対応の下、個人情報の保護が適切に行われることが期待されるものであることを示してございます。

3 点目でございます。「条例要配慮個人情報」に関しまして、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるといった目的に鑑みまして、地域の特性に応じて条例要配慮個人情報に関する定めを条例に設ける場合であっても、法律の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者における取扱いについて固有の規律を設けることについては許容されないという旨をここでお示ししてございます。

4 点目、「オンライン結合制限」に関しまして、改正後の個人情報保護法においても、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けることとはしてございません。あくまでも法の考え方としましては、安全管理措置義務等を通じまして、

こういった電子化を伴う場合の安全性確保も実現していくという考え方に立ってございます。こういったことを踏まえまして、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いについて特則を置いて制限するといった規定については許容されないという方針をお示してございます。

5点目、「審議会への諮問」についてでございます。改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に限って、審議会等に諮問することができることとしております。個人情報の取得、利用、提供あるいはオンライン結合等に関しまして、典型的に審議会等への諮問を要件とするといった条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されないと整理してございます。

続いて、9ページ目で「規律移行法人関係」について御説明を申し上げます。

国の機関である国立大学法人、あるいは医療事業を行う独立行政法人等における個人情報の取扱い、あるいは独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営に係る個人情報の取扱いに関しましては、民間部門の規律が適用されることとしてございます。

また、地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学の運営、あるいは学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人といったものにつきましても、国立大学法人等々と同様に、原則として民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される一方で、開示請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供といったものにつきましては、公的部門における規律が引き続き適用されることとしてございます。

最後に11ページ目で、今後のスケジュールについて御説明を申し上げます。

政令・規則に関しましては、国・独立行政法人等に係る規律については本年秋頃をめどに、また、地方公共団体・地方独立行政法人に係る規律については来年春頃の公布を目指して作業をまいります。

また、公的部門ガイドライン等については、国・独立行政法人等に係る規律については本年冬頃をめどに、また、地方公共団体・地方独立行政法人に係る規律に関しましては、来年春頃に公表することを予定として、こういった線表を引かせていただいているところでございます。

御説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 デジタル社会形成整備法による個人情報保護法の改正により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人についてそれぞれ分かれていた規律を、個人情報保護法に一覧的に規定し、委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとなりました。

地方公共団体にとっては、改正法の施行は約2年後ではありますが、全国の地方公共団

体の関係者の方々に、新たな法令の体系や表現に対する理解を深めていただき、条例改正等の準備を進めていただくことは、地方公共団体、委員会双方にとって喫緊の課題と言えます。

その意味で、地方公共団体のお役に立てるよう、改正法の全体像や、特に自治体に早めに御理解いただくべき論点を、今回このような形でガイドライン等の制定に先立ち委員会が公表することは、必要かつ有意義であると考えています。

今後は、この資料公表を契機に、寄せられた質問・意見に対する回答をまとめた形で公表するなど、情報の提供をきめ細かく行いながら、地方公共団体を含む関係者と十分にコミュニケーションを図っていきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見や御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ただいま中村委員の御意見にもありましたが、公的部門、特に地方公共団体等関係機関の皆様に対しては、委員会として早急かつ十分にコミュニケーションをとってまいりたいと私も思います。

本資料につきましては、特に修正の御意見等がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案のとおり決定し、関係者に対して委員会としての考え方を示してまいりたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）（案）について、資料2に基づきまして御説明申し上げます。

まず、1ページ目により、本資料の趣旨について御説明申し上げます。

令和3年改正法における学術研究等に係る規律に関しましては、学術研究機関等のみならず、民間事業者や行政機関等などを含む多様な主体における個人情報の取扱いにも関係するところでございます。

こうした点を踏まえまして、本資料は、今後のガイドライン等の策定に先立ち、学術研究機関等に関する規律の考え方を関係者にあらかじめ示し、改正法に対する理解を深めていただくことを通じて、対応準備を促していくといったことを目的としているものでございます。

3ページ目に、「官民を通じた学術研究分野における個人情報保護の規律の概要」についてお示ししてございます。

まず、現行の個人情報保護法におきましては、学術研究機関等が学術研究目的で個人情

報を取り扱う場合に関しましては、一律に適用除外としてございます。

この点、今回の法改正におきましては、まず、民間部門の学術研究機関につきまして、安全管理措置や本人からの開示等請求の対応等、他の民間事業者と同様の規律が適用されることとしてございます。

その上で、学術研究を行う独立行政法人等あるいは地方公共団体の機関、地方独立行政法人といったものにつきましても、民間学術研究機関等と同様の規律が適用されるという形にしており、官民を通じた学術研究分野に適用される規律が大枠として統一されるという形になってございます。

その上で、学術研究目的で個人情報を取り扱う場合については、利用目的による制限、要配慮個人情報の取得制限、個人データの第三者提供の制限など、研究データの利用や流通を直接制約し得る義務について、新たに個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除いて、例外規定を置くこととしてございます。

以降のページで、個別の規律について御説明させていただきます。

まず、5 ページ目におきまして、「学術研究機関等」及び「学術研究目的」の定義についてお示ししております。

これらの定義につきましては、現行の個人情報保護法における考え方を踏襲する形で、こちらの資料に記載のとおり整理してございます。

次に6 ページ目でございます。学術研究目的で個人情報等の取扱いを行う場合に関する例外規定に関する共通の要件について御説明をしております。

共通要件としては2点ございます。1点目は、学術研究目的で取り扱う必要がある場合であること。もう一点は、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合に当たらないことでございます。

学術研究目的で取り扱う必要がある場合については、学術研究目的で当該個人情報を取り扱う必要性がある場合に限られ、その上で、当該学術研究目的の達成のため、必要最小限の範囲で取り扱うことが必要である旨をこちらの資料でお示ししております。

また、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合につきましては、目的外利用又は提供することができないこと。この場合、当該個人情報を不当に侵害しないような形で加工を行うなど、適切な処理が必要である旨を資料でもお示ししているところでございます。

これ以降、7 ページ目から10 ページ目までにおきまして、個別の例外規定について御説明をしております。

まず、7 ページ目で御説明している「利用目的変更の制限の例外」につきましては、法第18条第3項第5号におきまして、学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う場合について、また、同項第6号において、学術研究機関等に対して個人情報を提供する場合について例外規定を置いております。

続いて、8 ページ目におきまして、要配慮個人情報の取得の制限の例外について御説明

さしあげます。

法第20条第2項第5号におきましては、学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う場合について、また、同項第6号においては、学術研究機関等に対して個人情報を提供する場合について、例外規定を置いているところでございます。

9ページ目、10ページ目では、「第三者提供制限の例外」について記載してございます。

まず、法第27条第1項第5号におきましては、学術研究機関等が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合について例外規定を置いているところでございます。

このやむを得ない場合に関しましては、こちらの資料でも事例を2点挙げさせていただいているところでございます。

また、同項第6号におきましては、学術研究機関等が個人情報を第三者に提供する場合について、次のページの同項第7号におきましては、学術研究機関等に対して個人情報を提供する場合について、それぞれ例外規定を整備しているところでございます。

続いて、11ページ、12ページにより、「学術研究機関等の責務」について御説明申し上げます。

学術研究機関等の責務に関しましては、法第59条におきまして、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、当該個人情報の取扱いについて、この法律を遵守するとともに、学術研究機関等について法律の特例が設けられているものも含め、安全管理措置、苦情処理等、個人情報等の適切な取扱いを確保するための必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならないこととされてございます。

12ページを御覧ください。こういった学術研究機関等による自主規範の策定・公表に関しまして、委員会としてどのように考えていくかについて、このページで方向性をお示ししております。学術研究機関等が自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範にのっとっているときについては、法第146条第1項の趣旨も踏まえまして、委員会としてはこれを尊重することとしてございます。

ただし、自主規範にのっとった個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合については、原則として委員会はその監督権限を行使することとしてございます。

御説明の中でも言及させていただきました法第146条第1項の学問の自由等を妨げないように、委員会の権限を行使すべきという条文については資料中でも引用させていただいているところでございます。

続いて、13ページで「規律移行法人」について御説明を申し上げます。

国の機関である国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等における個人情報の取扱い及び独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営に係る個人情報の取扱いにつきましては、学術研究機関、医療機関等としての特性を踏まえまして、基本的には民間学術研究機関や医療機関等と同様に、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用さ

れることとしてございます。

他方で、政府の一部を構成すると見られる独立行政法人等としての特性を踏まえまして、開示請求等に係る制度、あるいは行政機関等匿名加工情報の提供といった規律に関しましては、現行の取扱いを維持しまして、公的部門における規律が引き続き適用されることとになってございます。

なお、地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学の運営や学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人につきましては、国立大学法人又は医療事業を行う独立行政法人等と同様に、原則として、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用されるとしている一方で、開示請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供については、公的部門における規律が適用されることとなります。

こういった地方関連の規律に関しましては、令和5年春の施行を予定しているところでございます。

最後、15ページ目で「改正法の円滑な施行に向けた取組の方針」についてもお示ししてございます。

今後の予定としましては、改正法の円滑な施行に向けて以下の2点に取り組むこととしてございます。

1点目は、ガイドラインについて、新たに追加された各種例外や学術研究機関等の責務に関する規定について、現行の個人情報保護法ガイドライン（通則編）に係る規定に関する説明を追記する形で対応してまいりたいと考えてございます。

また、関係機関等への支援といたしまして、委員会としては、ガイドラインの公表に加えて、関係機関や法人に対して改正法の施行に向けた準備作業について、情報提供等の必要な支援を行っていくということを考えてございます。

事務局からの御説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

藤原委員、お願いします。

○藤原委員 学術研究に係る適用除外につきましては、2003年の法律制定当初から議論があったところでございますけれども、現行法は憲法が保障する学問の自由への配慮の観点から、一律の適用除外としているわけです。今般の改正ではこれが精緻化され、義務規定ごとに考えるということにしているわけです。このことは、GDPRの考え方等に鑑みても適切なのではないかと思います。

そこで、今後重要な点、必要な点について申し上げたいと思います。

第一に、法の制定以来適用除外であった学術研究機関等には、施行までに本法について認識し、準備できるよう、本日の資料を含め積極的に情報提供を行っていく必要があるかと思っております。

第二に、引き続き例外となる部分も多うございますので、委員会としては学問の自由を



尊重するという姿勢は継続すべきであると考えますので、先ほども事務局から説明がありましたけれども、学術研究機関等の自主的取組に期待するところが引き続き多いですので、自主的取組が重要なのだということを強調する必要があるかと思えます。

第三に、事務局において整理されたとおり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合についても典型例はお示しできるのではないかと考えますけれども、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、委員会としてもしっかりと対処していかなければならないのではないかと考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。

高村委員。

○高村委員 学術研究や医療に携わる規律移行法人については、事業の実態に即したルールへの変更によって、研究機関の間や医療機関の間におけるデータ連携等の活動が行いやすくなると期待しています。

しかし、適用されるルールが変更される点では大きな変更であり、また、規律移行法人には基本的に個人情報取扱事業者のルールが適用される一方で、公的部門のルールが適用される事項もあります。このため、これまでのルールとの違いやルール変更の理由、また、どの事項にどのルールが適用されるかなどを分かりやすい形で明確に情報提供する必要があります。

そして、新たなルールの下で制度改正の趣旨を生かした活動が円滑に行われるように、情報提供を中心に、関係省庁とも連携しながら適切な支援を行う必要があると考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。

本資料については、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案のとおり決定し、関係者に対して委員会としての考え方を示してまいりたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「令和2・3年改正番号法ガイドライン案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和2・3年改正番号法ガイドライン案について、御説明申し上げます。

改正項目の1つ目は、令和2年番号法改正に係る漏えい等報告・本人通知に関する事項、2つ目は、令和3年番号法改正に係る従業者等の同意に基づく特定個人情報の提供に関する事項でございます。

1つ目につきましては、令和2年番号法改正により、漏えい等が発生し、個人の権利利

益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知が義務化されたことに伴い、マイナンバーガイドライン（事業者編）を改正するものです。

ガイドライン改正の概要につきましては、漏えい等事案が発覚した場合に構すべき措置、委員会への報告及び本人通知について、事例を含め具体的に説明しております。

漏えい等事案が発覚した場合に講すべき措置として、事実関係の調査及び原因の究明、再発防止策の検討及び実施等を講ずることを記載しています。

委員会へ報告する際の速報の時間的制限の目安として、事態の発生を知った時点からおおむね3～5日以内と記載しております。

本ガイドラインの改正に伴い、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について、平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号を廃止し、本ガイドラインに移行します。

なお、マイナンバーガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の漏えい等報告・本人通知に関しても、令和3年個人情報保護法改正を踏まえた個人情報保護法ガイドラインに合わせ、今後改正予定です。

2つ目につきましては、令和3年番号法改正により、従業者等が他の使用者等の従業者等になった場合、当該従業者の同意があるときは、他の使用者等に対し、当該従業者の個人番号を含む特定個人情報の提供が可能となったことに伴い、マイナンバーガイドライン（事業者編）及びマイナンバーガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）を改正するものです。

ガイドライン改正の概要につきましては、番号法第19条第4号の新設を踏まえ、同意取得時期、情報提供の範囲について具体的に説明しております。

同意取得時期としては、出向・転籍・退職等前の使用者等は、従業者等の出向・転籍・再就職等先の決定以後に、個人番号を含む特定個人情報の具体的な提供先を明らかにした上で、当該従業者等から同意を取得することが必要と記載しております。

提供する特定個人情報の範囲は、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度に限定し、具体例として、従業者等の氏名、住所、生年月日等や前職の給与額等と記載しております。

なお、ただいま説明しました2つの事項以外にも、他法令の改正に伴う形式的なガイドライン改正も併せて実施します。

その他、令和2・3年個人情報保護法改正に伴い、マイナンバーガイドラインの改正が必要となる部分もございますが、こちらについては別途改正作業を進めてまいります。

本日委員会で御審議いただいた後、意見公募手続を実施し、令和3年9月の改正番号法の施行に合わせ、速やかに周知していくことを考えております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員。

○大島委員 今回の改正におきましては、従業者等の同意に基づく特定個人情報の提供、あるいは漏えい等報告における本人通知の義務化等、新たにマイナンバーガイドラインに追加される事項があります。事業者においてガイドラインにのっとり対応が円滑になされるよう、ただいまお話がありました。個人情報保護法改正の説明の機会に合わせ、丁寧に周知啓発を行っていただきたいと思っております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、この改正案で意見公募手続を実施したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、事務局において所要の手続を進めてください。

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議は、これで閉会といたします。

ありがとうございました。